

特集

スポーツ推進委員と総合型クラブ

総合型クラブが地域に定着し、浸透するためには、地域との一体感の醸成が重要となります。そのために、地域や市区町村行政との関係が強いスポーツ推進委員は総合型クラブの育成・支援に係るキーパーソンとなります。そこで、今回は、「スポーツ推進委員」とスポーツ推進委員の全国組織である「全国スポーツ推進委員連合」を紹介します。

Part 1

世界に例を見ない日本の スポーツ推進委員とは？

地域に根差して貢献するスポーツ推進委員

●配置目的

スポーツ基本法の規定に基づき、当該市町村におけるスポーツ推進のため、事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うことを目的として、配置されています。

スポーツ推進委員は、非常勤の公務員であるという世界に例を見ないユニークな制度であり、委員はほぼボランティアともいえる活動を通して、地域スポーツの拡大発展に大きく貢献しています。

●委嘱

スポーツ推進委員は、市区町村教育委員会もしくは市区町村長から委嘱されます。

▶委員数(47都道府県／平成27年8月1日時点)

51,310人(男性：35,434名、女性：15,876名)

▶歴史

昭和32年の文部次官通達により体育指導委員制度が発足し、同36年に制定された「スポーツ振興法第19条」において、市区町村教育委員会任命の「体育指導委員」として法的に位置づけられました。

そして、平成23年6月公布の「スポーツ基本法」により、名称を「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」へと変更され、新たな機能も期待されることとなりました。

スポーツ推進委員の3つの役割

- ▶ スポーツの実技の指導
- ▶ その他スポーツに関する指導・助言
- ▶ スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整

地域におけるスポーツ推進委員の変遷

昭和 32 年 (1957 年)	地域の人々の体力向上や健康づくりを目指したスポーツ振興を支える「体育指導員」が制度化され、文部省が設置を行政指導で奨励
昭和 36 年 (1961 年)	「スポーツ振興法」によって法的に身分が裏付けられ、任命制度がスタート
平成 12 年 (2000 年)	スポーツ振興法の改正により、任命制度から委嘱制度へ変更
平成 19 年 (2007 年)	地方分権の流れの中で、体育指導委員の所管が教育委員会から首長部局に移管することが可能となる
平成 23 年 (2011 年)	スポーツ基本法の成立に伴い「スポーツ推進委員」へ名称変更

スポーツ推進委員に係る法律

体育指導委員およびスポーツ推進委員に係る法律は下表のとおり。

スポーツ振興法(昭和36年)

第19条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

2 体育指導委員は、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

スポーツ基本法(平成23年)

第32条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

Part 2

スポーツ推進委員を束ねる 全国スポーツ推進委員連合とは？

全国スポーツ推進委員連合の変遷

- 昭和 35 年
(1960年) 体育指導委員の全国組織として、「全国体育指導委員協議会」が結成
- 昭和 50 年
(1975年) 社団法人の許可を受け、「社団法人 全国体育指導委員連合」が設立
- 平成 24 年
(2012年) 「公益社団法人 全国スポーツ推進委員連合」へ移行認定

全国スポーツ推進委員連合の活動目的

【公益社団法人 全国スポーツ推進委員連合定款より】

この法人は、我が国のスポーツ推進委員を統括する組織としてスポーツ推進委員相互の協力体制を確立して資質の向上を図るとともに、社会の変化に応じた地域スポーツの振興に関する事業を行い、もって国民の健康体力づくりや生涯を通じたスポーツ習慣の形成を図り、我が国のスポーツの発展に寄与することを目的とする。

連携・協力し合う都道府県組織

全国47都道府県で結成されています。

都道府県組織の名称は（都道府県）協議会、連絡協議会、連合会、委員会などがあり、それぞれで連携・協力しながら資質向上のための研修会や事業を行っています。

事務局の所管部署は、現在、18県（知事部局他）を除いては都道府県の教育委員会となっています。

多岐にわたる事業内容

(1) 理事会・総会 (年2回開催)

(2) ファミリー健康体力向上事業 (平成24年度から実施)

(3) 研修事業

- ① 全国スポーツ推進委員研究協議会
開催地は国体2年前の都道府県 参加者約3,500人
- ② 地区研修会 (9地区)
参加者数：9地区合計約12,500人
- ③ スポーツ推進委員リーダー養成講習会 (平成24年度から実施)
- ④ 海外視察研修会
平成26年度はニュージーランド、平成27年度はカナダを訪問
- ⑤ 各都道府県研修会
参加者は各都道府県ごと約300～800人
- ⑥ スポーツ推進委員初任者研修助成
都道府県主催の研修に連合から助成

(4) スポーツ関連事業への協力等

- ① 生涯スポーツ・体力づくり全国会議
文部科学省、日本体育協会・日本レクリエーション協会等の団体、開催県との共催
参加者約1,000人
- ② スポーツ安全保険加入促進
平成25年度スポーツ推進委員加入者数21,833人

(5) 表彰

- ① 文部科学大臣表彰 (文部科学省から表彰) ② 功労者表彰
- ③ 優良団体表彰 ④ 30年勤続表彰 ⑤ 感謝状贈呈

(6) 広報事業

- ① 機関紙「みんなのスポーツ」・手引書等の発行

(7) その他

- ① スポーツ推進委員用グッズの販売 (ジャンパー、ポロシャツ、ネクタイ等)
- ② スポーツ推進委員手帳の販売